

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 1 月 28 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500518 号  
厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500099 号

## 第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 38 年 3 月までの請求期間、昭和 39 年 4 月から昭和 41 年 6 月までの請求期間、昭和 56 年 7 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間及び昭和 62 年 9 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から昭和 38 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から昭和 41 年 6 月まで  
③ 昭和 56 年 7 月から昭和 57 年 3 月まで  
④ 昭和 62 年 9 月から昭和 63 年 3 月まで

国民年金の制度が始まった当初、私の住んでいた A 市の地区内に国民年金保険料の集金及び納付を目的とする納税組合が結成された。納税組合では、国民年金保険料の納付を忘れないよう、皆で 1 年毎に交代しながら地区内の住民から保険料を集金し、地区全体で保険料をしっかりと納付していた。国民年金の加入手続は夫がしてくれて、納税組合が結成された当初から、私が納税組合を通して夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、当時、納付忘れがあるとして、保険料の請求を受けた記憶もないので、保険料の未納はないはずである。約 15 年前に初めて自分の年金記録がおかしいと気づき、そのときは市役所で出力してもらった自身の年金記録を受け取っただけで諦めたが、言うべきことは言った方がいいと思い直し、今回訂正請求を行った。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、納税組合が結成されたのは、国民年金の制度が開始された当初であり、自分を含め、地域内の住民全員が結成時から納税組合に加入していたと思うので、請求期間①に係る国民年金保険料は、納税組合を通して納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に係る手帳記号番号の払出年月日は昭和 36 年 4 月 20 日と記載されていることが確認できることから、請求期間①は国民年金保険料を納付することができる期間である。

しかしながら、請求者は、請求者の夫が請求者の国民年金の加入手続を行った旨陳述しており、請求者は国民年金の加入手続について関与していない上、納税組合に加入して国民年金保険料の納付を開始した時期等について具体的な記憶がないことから、請求期間①の保険料納付状況が不明である。

また、A市では、請求者が加入していた納税組合の結成年月日を確認できる資料はないと回答している。

さらに、請求者が、納税組合を通して国民年金保険料を共に納付していたとする請求者の夫についても、A市における国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録には、いずれも請求期間①に係る保険料の納付記録はない。

加えて、請求者のA市における国民年金被保険者名簿によると、請求期間①直後の昭和 38 年 4 月から昭和 39 年 3 月までの国民年金保険料は納期限となる昭和 39 年 4 月 30 日に一括納付された記録となっているところ、請求者は、納税組合に 1 年分の保険料をまとめて支払ったことはないとしていることから、当該保険料が納税組合を通して納付されたものではないことがうかがえる。

また、A市における国民年金被保険者名簿において、請求者と同じ納税組合に加入していたことが確認できる複数名は、いずれも国民年金の制度開始時（昭和 35 年 10 月 1 日）に被保険者資格を取得しているが、国民年金被保険者台帳の記録から、請求期間①に係る国民年金保険料を第 1 回特例納付（昭和 45 年 7 月から昭和 47 年 6 月までの期間に実施）で納付していることが確認できることから、地域住民全員が結成時から納税組合に加入し納付していたとする請求者の主張と相違する。

請求期間②について、前述のとおり、請求期間②直前の昭和 38 年 4 月から昭和 39 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は、納税組合を通して納付されたものではないことがうかがわれる上、請求者は、納税組合に加入して保険料の納付を開始した時期等について具体的な記憶がないことから、請求期間②の保険料納付状況が不明である。

また、請求者が、納税組合を通して国民年金保険料を共に納付していたとする請求者の夫についても、A市における国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録には、いずれも請求期間②に係る保険料の納付記録はない。

さらに、請求者に係る国民年金被保険者台帳の「保険料に関する記録」欄には、請求期間②のうち、昭和 39 年 4 月から昭和 40 年 12 月までの期間について時効が完成し、「保険料時効消滅整理決議書」により決議が行われたことを示す「時効消滅」の表示が確認できるとともに、請求者の国民年金被保険者台帳の請求期間②に係る「摘要」欄には、旧台帳から新台帳への記録の転記時に、旧台帳に昭和 39 年度及び昭和 40 年度の全期間に係る国民年金保険料の納付記録がなかったことを示す「未納期間（4～3）」及び昭和 41 年度の 4 月から 6 月までの期間に係る保険料の納付記録がなかったことを示す「未納期間（4～6）」の表示が確認できることから、請求者が、請求期間②に係る保険料を納付していたことがうかがえない。

請求期間③について、請求者は、請求期間③に係る国民年金保険料についても納税組合を通して納付した旨主張しているが、請求者の国民年金被保険者台帳、B市における国民年金被保険者名簿及び戸籍の附票によると、請求者は、請求期間③を含む昭和 56 年 5 月 1 日から昭和

57年4月2日までの期間は、A市からB市に一時的に転出した記録となっていることから、当該期間の保険料はB市に納付することとなり、請求者が加入していたA市の納税組合を通して納付することはできない上、請求者は、B市に転居したことはなく、保険料をB市に納付したことはないとしていることから、請求期間③に係る保険料を納付していたことがうかがえない。

請求期間④について、オンライン記録によると、請求者は、昭和61年4月1日から国民年金の第3号被保険者となり、昭和63年2月11日に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更がされたが、その後、平成3年1月21日付けで夫の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和62年9月1日に種別変更の訂正が行われたことから、請求期間④のうち、昭和62年9月1日から昭和63年2月11日までの期間は、当該訂正によって未納期間となったものであり、上記訂正日の時点では、請求期間④は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、上述のとおり、当初の種別変更日は昭和63年2月11日であることから、請求期間④のうち、同日以降の期間については、当初から国民年金の第1号被保険者期間とされていたが、オンライン記録によると、当該種別変更の処理日は、翌年度の昭和63年4月19日となっており、当該期間に係る国民年金保険料は納税組合を通して納付していたことがうかがえない上、請求者は、保険料を過年度納付したことはない旨陳述していることから、請求者が当該期間に係る保険料を納付していたことがうかがえない。

さらに、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が、請求期間①から④までについて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①から④までについて、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500662号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500225号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月30日は20万円、平成16年8月13日は37万8,000円、同年12月24日は35万円に訂正することが必要である。

平成15年12月30日、平成16年8月13日及び同年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月30日、平成16年8月13日及び同年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年8月  
③ 平成16年12月

請求期間において、A社から支払を受けていた賞与の記録がない。調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された賞与支給額一覧表及び同僚の賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間①、②及び③においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与支給額一覧表において確認できる賞与額から、請求期間①は20万円、請求期間②は37万8,000円、請求期間③は35万円に訂正することが必要である。賞与支給日については、当該賞与支給額一覧表により、請求期間①は平成15年12月30日、請求期間②は平成16年8月13日、請求期間③は同年12月24日であることが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していな

いことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500661号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500226号

## 第1 結論

請求者のA病院(現在は、B病院)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和61年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

昭和61年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の昭和61年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

昭和56年3月21日から昭和61年3月31日までA病院に勤務し、昭和61年4月1日にC病院(現在は、D院)に異動したが、1か月の未加入期間が発生している。当該期間を被保険者期間として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B病院から提出された辞令及び雇用保険の記録並びに事業主の回答により、請求者が請求期間においてA病院及びC病院に継続して勤務(A病院からC病院に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B病院から提出された辞令及び雇用保険の記録により、昭和61年4月1日とすることが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和61年2月の記録から、24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B病院の事業主は、昭和61年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和61年

3月31日から同年4月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和61年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。